

○「租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年 10 月 9 日医政指発第 1009001 号）の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) <u>第一条</u> 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額((7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)</u>の 1 0 0 分の 8 0 を超えること。	別添 1 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準 (平成 1 5 年厚生労働省告示第 1 4 7 号) 租税特別措置法施行令第 3 9 条の 2 5 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一 その医療法人の事業について、次のいずれにも該当すること。 イ <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 2 6 条第 2 項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね 1 0 0 分の 1 0 以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成 1 4 年法律第 1 0 3 号）第 6 条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第 4 条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和 2 3 年法律第 6 8 号）第 2 条第 6 項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第 3 0 条の 3 5 の 3 第 1 項第 2 号ロの規定に基づき厚生</u>

(1) 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。）を含む。）

労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩^{べん}に係る助産に係る収入金額が50万円を超えるときは、50万円を限度とする。）、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、全収入金額の100分の80を超えること。

(新設)

<u>(2) 健康増進事業（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(3) 予防接種法（昭和２３年法律第６８号）第２条第６項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成２９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>（新設）</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（１の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(5) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>（新設）</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費</u>	<u>（新設）</u>

等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額

(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」という。）のうち、医療保健業務に係るもの

ロ（略）

ハ 病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものとし、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なものに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ（略）

二（略）

第二条 前条第1号イに規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。

（新設）

ロ（略）

ハ 医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。

ニ（略）

二（略）

（新設）

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額（(7)に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。）の100分の80を超えること。

別添2

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明願

令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申請者名

住 所

租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める下記の基準を満たすものであることについて証明願います。

記

- 1 社会保険診療（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額（全収入金額のおおむね100分の10以下の場合をいう。）の場合に限る。）を含む。）、健康増進法（平成14年法律第103号）第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業（健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限る。）、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成2

(1) <u>社会保険診療（租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第２６条第２項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。）に係る収入金額（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に係る患者の診療報酬（当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね１００分の１０以下の場合に限る。）を含む。）</u> (2) <u>健康増進事業（健康増進法（平成１４年法律第１０３号）第６条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第４条に規定する健康増進</u>	<u>９年厚生労働省告示第３１４号）に定める予防接種に係る収入金額、助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（一の分娩に係る助産に係る収入金額が５０万円を超えるときは、５０万円を限度とする。）、介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第２６条第２項第４号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第６条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費、同法第７７条及び第７８条に規定する地域生活支援事業、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第２１条の５の２に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第２４条の２に規定する障害児入所給付費、同法第２４条の７に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第２４条の２５に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額の合計額が、<u>全収入金額の１００分の８０を超えること。</u></u> <u>（新設）</u> <u>（新設）</u>
---	---

<u>事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。）に係る収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。）</u>	
<u>(3) 予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第6項に規定する定期の予防接種等及び医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成29年厚生労働省告示第314号）に定める予防接種に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>
<u>(4) 助産（社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。）に係る収入金額（1の分娩に係る助産に係る収入金額が50万円を超えると</u> <u>きは、50万円を限度とする。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第26条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）</u>	<u>(新設)</u>
<u>(6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費の支給、同法第77条及び第78条に規定する地域生活支援事業並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第24条の2に規定する障害児入所給付費、同法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第24条の25に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の支給に係る収入金額</u>	<u>(新設)</u>

<u>(7) 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の 反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除 く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受 けて行う事業に係る収入金額（以下「補助金等に係る収入金額」とい う。）のうち、医療保健業務に係るもの</u> <u>※ 本項に規定する医療保健業務は、病院、診療所、介護保険法第8条 第28項に規定する介護老人保健施設及び同条第29項に規定する介 護医療院の業務並びに医療法（昭和23年法律第205号）第42条 各号に掲げる業務（医業その他これに類する業務、介護サービスに係 る業務及び障害福祉サービス等に係る業務に限る。）とする。</u> 2（略） 3 <u>病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の業務に係る収入金 額（補助金等に係る収入金額のうち当該業務に係るものを含むものと し、経常的なものに限る。）が、当該業務に係る費用の額（経常的なも のに限る。）に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印	<u>（新設）</u> <u>（新設）</u> 2（略） 3 <u>医療診療（社会保険診療、労働者災害補償保険法に係る診療及び自費 患者に係る診療をいう。）により収入する金額が、医師、看護師等の給 与、医療の提供に要する費用（投薬費を含む。）等患者のために直接必 要な経費の額に100分の150を乗じて得た額の範囲内であること。</u> 4～6（略） 申請者は、上記の基準を満たすものであることを証明する。 令和 年 月 日 厚 生 労 働 大 臣 印
---	--